

## 別添3 地域活性化総合特区の指定申請書（概要版） <地域活性化総合特別区域指定について>

### 1. 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

未来創造「新・ものづくり」特区

### 2. 総合特別区域について

#### (1) 区域

#### ① 指定申請に係る区域の範囲

##### i) 総合特区として見込む区域の範囲

浜松市中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区のうち市街化調整区域

##### ii) 個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域（必要に応じ設定）

- ・行政等が行う農地の基盤整備に対する財政支援 ⇒ 区域のうち農業振興エリア
- ・その他の規制の特例措置等 ⇒ i) の区域

##### iii) 区域設定の根拠（簡略に）

浜松市中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区のうち市街化調整区域

- ・全国有数の農業産出額（農業産出額全国第4位）を誇り、果樹・施設園芸などブランド力のある農業資源を持つ一方、農業の担い手の減少や耕作放棄地の拡大が課題である。
- ・世界的な企業を輩出・本拠を有する実績（製造品出荷額全国第12位）があり、技術開発力をもつ中堅・中小・ベンチャー企業が集積する一方、工場が商業・住居地域に約2,000件立地し、工場拡張や新規立地の用地がなく、市が独自に設定する工場立地誘導地区においても農地法等の厳格化により農地の転用が困難なことから、生産拠点の国内外への流出が課題である。

#### (2) 目標及び政策課題等

#### ② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

##### i) 総合特区により実現を図る目標

###### ア) 定性的な目標：市街化調整区域における農業と工業のバランスある土地利用の実現

- ・全国的な課題である農業の担い手の減少と耕作放棄地の増加の対策として、大規模農地を確保することにより大手企業の農業参入を促進させ、離農の意向のある農家の農地を中小規模に集約し、規模拡大を志向する農家への利用集積や中小企業の農業参入を推進する。
- ・ものづくりの集積地域としての三方原台地を活用し、戦略的な企業誘致を進めることにより、新産業の創出を目指す。
- ・先の東日本大震災を受け、地元企業が防災対策として地盤強固な内陸部への工場移転を多く希望していることから、それらの要望に対応するため、迅速に工場用地の確保を進める。
- ・農業の企業参入、新産業の創出を計画的に進めることにより、農業の6次産業化を推進する。
- ・企業誘致を戦略的に推進し、企業の海外移転による空洞化対策、安定的な雇用の確保を図る。

##### イ) 評価指標及び数値目標

評価指標（1）：産地力の強化

数値目標（1）：農業産出額 689億円（H8）⇒540億円（H18）⇒600億円（H28）

農業参入した企業による耕作面積増：60ha（H28）

評価指標（2）：企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大

数値目標（2）：製造品出荷額等 20,981億円（H21工業統計調査）⇒30,000億円（H28）

新規立地件数 110件（H24～H28）

新規立地に伴う雇用増 1,000人（H24～H28）

##### ウ) 数値目標の設定の考え方（簡略に）

数値目標（1）の目標達成に寄与する事業として、新たな農地の造成・再整備事業【新規】／企業の農業参入推進事業／農商工連携・6次産業化推進事業

数値目標（２）の目標達成に寄与する事業として、新工場用地整備事業【新規】／企業立地促進助成事業／地域イノベーション戦略推進地域における戦略推進事業／新農業など6つのリーディング産業に関する事業化開発助成事業

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題と対象とする政策分野

○農地の集約と企業等の農業参入の促進（政策分野：q)農水産業・食品産業)

イ) 解決策

- ・農地利用集積円滑化事業による行政主導の農地集約
- ・新たな大規模農地の造成・再整備
- ・オーダーメイド、レディメイドによる農業参入を目指す企業への戦略的誘致
- ・農協・農業者と農業に参入した企業等との連携強化

ア) 政策課題と対象とする政策分野

○既存産業の高度化と戦略的な企業誘致による新成長産業の集積（政策分野：n)企業集積)

イ) 解決策

- ・基礎自治体主導による迅速な土地利用政策の実現
- ・既存産業の高度化と戦略的な企業誘致による新成長産業の集積
- ・地盤強固な内陸部への工業立地

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

- ①地域の歴史や文化：全国屈指の農業産出額／ものづくりのまちとして発展
- ②地理的条件：食料消費地の確保／強固な地盤である三方原台地／温暖な気候
- ③社会資本の現状：国営三方原用水事業等の整備、流通網の充実（東名高速、新東名高速道路等）
- ④地域独自の技術の存在
  - ・産学官金が横の関係で結びつく水平連携型産業構造の存在や三遠南信地域における研究開発
- ⑤地域の産業を支える企業の集積等
  - ・次世代技術・製品を開発するスズキ(株)の工場及び研究所の移転・新設決定
  - ・テクノポリス都田工業地区に集積する高度な技術開発型企業、光産業の研究施設
  - ・静岡県工業技術研究所浜松工業技術支援センターの都田工業地区への立地
- ⑥地域内外の人材・企業等のネットワーク
  - ・(財)浜松地域テクノポリス推進機構／浜松産業問題懇話会／静岡県西部地域経済懇話会  
／浜松地域産業支援ネットワーク会議／浜松・東三河イノベーション戦略推進協議会

(3) 事業

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

ア) 事業内容

- ・新たな農地の造成・再整備事業／企業の農業参入推進事業／農商工連携・6次産業化推進事業
- ・新工場用地整備事業／企業立地促進助成事業／地域イノベーション戦略推進地域における戦略推進事業／新農業など6つのリーディング産業に関する事業化開発助成事業

イ) 事業実施主体：浜松市等

ウ) 当該事業の先駆性：別紙参照（資料1）

エ) 関係者の合意の状況：平成23年9月29日地域協議会を設立。当該特区の内容について合意

オ) その他当該事業の熟度を示す事項：別紙参照（資料1）

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置 [a)～d) ですべて記入してください。]

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・企業立地促進助成事業（H15年より措置／H23年度予算額：1,000百万円）

- ・新農業など6つのリーディング産業に関する事業化開発助成（H24年度予定）
- ・税金（固定資産税、都市計画税、事業所税（資産割））に対する補助制度  
（2億円（年限度額）×3年間）

#### b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

- ・開発と保全のバランスある土地利用に向けた立地誘導地区の設定

#### c) 地方公共団体等における体制の強化

- ・農業と工業のバランスある発展のため、本市組織を改正し、これまでの「商工部」及び「農林水産部」を統合し、「産業部」を設置（H23年7月1日）
- ・企業立地推進本部設置による全庁体制での取り組み（H19年5月設置／本部長：市長、本部員：関係部長）
- ・三遠南信地域連携ビジョン（H18年度策定）の具現化及び今後の新展開等に係る「三遠南信地域連携ビジョン推進会議（SENA）の設置（H19年4月1日）」

#### d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・農業と工業のバランスある土地利用に向けて、責任ある体制・条例等の整備による無秩序な開発の抑制
- ・企業立地促進法 三遠南信地域基本計画における目標実現に向けて、地域産学官が一丸となって産業集積を推進（静岡県、愛知県、長野県も協議会参画。浜松市が協議会長を務める）。
- ・地域イノベーション戦略推進地域における戦略実施等に向けて、地域産学官金が一丸となって産業創出を推進（静岡県、愛知県両県も推進組織に参画）

#### イ) 目標に対する評価の実施体制

##### a) 目標の評価の計画

数値目標（1）（2）：地域協議会代表者による評価の実施

##### b) 評価における地域協議会の意見の反映方法

地域協議会代表者による評価を実施し反映

##### c) 評価における地域住民の意見の反映方法

市ホームページへの評価結果の公表

#### iii) 事業全体の概ねのスケジュール

##### ア) 事業全体のスケジュール（簡略に）

年内に地域協議会の意見を踏まえ、推進方針(案)を確定するとともに、地域における制度・条例の制定等を進める。事業実施後においては、毎年度「推進状況中間報告」「推進状況年度末報告」「推進方針の見直し」を地域協議会と連携して行うことで、事業評価体制の確立と地域ニーズの反映の仕組みを構築する。

##### イ) 地域協議会の活動状況と参画メンバー構成（簡略に）

H23年8月：静岡県西部地域経済懇話会開催

- ・浜松商工会議所をはじめとした静岡県西部の17の商工団体からなる、地域経済の活性化について協議し国・県へ要望・提言を行う懇話会組織の立ち上げと特区制度の検討を確認

H23年9月：浜松商工会議所、とびあ浜松農業協同組合、浜松土地改良区が地域協議会へ参加

### 3. 新たな規制の特例措置等の提案について

- ・「農業参入する企業の農地の所有権の取得」に係る特例措置
- ・「農業振興に資する施設の農用地区域の除外要件の拡大」に係る特例措置
- ・「農業振興に資する施設の転用許可要件の拡大」に係る特例措置
- ・「農業振興地域制度の目標を、農地の面積ではなく農業産出額で捉える指針の変更」に係る特例措置
- ・「県が確保すべき農用地等の面積目標についての柔軟な対応」に係る特例措置
- ・「市の土地利用政策（工場立地誘導地区などガイドラインの整備）に沿った農用地区域の除外」に係る特例措置
- ・「市が行う農地転用の許可不要」に係る特例措置
- ・「農地転用の許可権限」に係る特例措置
- ・行政等が行う農地の基盤整備に対する財政支援
- ・農業産業化に向けての中小企業政策の活用に関する金融支援



## 取組みの先駆性と熟度

### <地域の発展>

- ものづくりのまちとして発展
- 全国屈指の農業産出額
- 新産業創出への期待

### <企業の農業参入>

- 元気なはままつ農業特区の実績
- 参入モデル地区を設定

### <企業立地>

- 企業立地促進法「浜松市地域基本計画」(国内第1号認定)
- 国内トップクラスの企業立地実績

### <広域連携>

- 三遠南信地域の広域連携
  - ・先進的な産学官連携
- 東西南北の広域交通
- 三河港・御前崎港などの国際ゲートウェイが隣接

### <国の動向>

- TPP交渉参加の可能性
  - ・海外販路拡大の契機
- 地震三連動の
  - ・シミュレーション

### <目標達成のための事業>

- ★新たな農地の造成・再整備事業
- ★企業の農業参入推進事業
- ★農商工連携・6次産業化推進事業
- ★新工場用地整備事業
- ★企業立地促進助成事業
- ★地域イノベーション戦略推進地域における戦略推進事業
- ★新農業など6つのリーディング産業に関する事業化開発助成事業

### <市としての取り組み>

- 土地利用適正化基礎調査(平成22年度)
  - ・現時点の農地種別(甲種、1~3種)の把握
  - ・今後予定の土地改良事業の受益地を把握
- 企業立地促進助成事業(H23=1,000,000千円)
  - ・進出企業の用地取得や建物設備費用に対する助成
  - ・新たに企業進出をコーディネートした成果に対する報奨制度を設置
- 新農業創出事業(H23=4,270千円)
  - ・企業参入のモデル地区設定
- 光電子イノベーション創出拠点事業(H23=3,000千円)
  - ・三遠南信の産学官連携による光電子技術などの新産業創成

みんなで創る、元気な未来。



# 浜松市

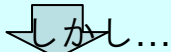


## 未来創造 「新・ものづくり」特区 (全体像)

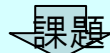
### 【農業産出額】

540.5億円[全国4位]

(H18農林水産省市町村別農業産出額)



- ・農業の担い手の減少
- ・耕作放棄地の拡大



### ●農地の集約と企業等の農業参入の促進

### 【製造品出荷額等】

2兆981億円[全国12位]

(H21工業統計表)



- ・工場拡張や新規立地の用地がない
- ・生産拠点の市外・海外流出



### ●既存産業の高度化と戦略的な企業誘致による新成長産業の集積

- 企業の農地所有権の取得
- 農業振興に資する施設の農用地区域の除外要件の拡大
- 農業振興に資する施設の転用許可要件の拡大
- 農業振興地域制度の目標の変更
- 市の土地利用政策に沿った農用地区域の除外
- 市が行う農地転用の許可不要
- 農地転用の許可権限の取得
- 行政等が行う農地の基盤整備に対する財政支援
- 農業産業化に向けての中小企業政策の活用に関する金融支援

### 総合特区制度の活用

3.11 東日本大震災による東海・東南海・南海三連動への危機感

内陸部への工場移転の要請への対応

●市街化調整区域における農業と工業のバランスある土地利用

## 農業の産地力強化と新産業の集積

★農業産出額：

540億円(H18)⇒600億円(H28)

★農業参入した企業による耕作面積60ha増

★製造品出荷額：

20,981億円(H21)⇒30,000億円(H28)

★新規立地件数：

110件(H24~H28)

★新規立地に伴う雇用増：

1,000人(H24~H28)

●次代を担う担い手(雇用)の創出

●耕作放棄地の活用

●高付加価値化農業の推進

●新成長産業の集積

●企業ニーズへの迅速な対応